平成18年第15回教育委員会記録

平成18年11月9日(木)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成18年11月9日(木)午後2時03分~午後2時50分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員 長丸田頼一 委員 長大藏 雄之助職務代理者 大蔵 雄之助

委員宮坂公夫 委員安本ゆみ

教 育 長井 出隆 安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 佐藤博継 学校適正配置 小澄 龍太郎

庶務課長松岡敬明 学校運営課長井口順司

学務課長渡辺幸一 指導室長種村明頼

社会教育赤井則夫 科学館長渡邊 昇スポーツ課長

済美教育済美教育センター根本信司センター植田敏郎所長副所長

中央図書館長 原 隆 寿 中央図書館 齋 木 雅 之

事務局職員 庶 務 係 長 小今井 七 洋 法規担当係長 石 井 康 宏

担 当 書 記 佐 藤 守

傍 聴 者 数 5名

会議に付した事件

(報告事項)

- (1) 平成19年度の区立幼稚園児(新4才児)定期募集結果
- (2) 杉並区教育委員会共催·後援名義使用承認一覧
- (3) 認定講師授業公開制度の実施について
- (4) 杉並授業力向上塾事業の実施について
- (5) インドとの友好協定の調印について

(議案)

議案第53号 杉並区立図書館条例の一部を改正する条例

議案第54号 平成18年度杉並区一般会計補正予算(第3号)

目 次

会議録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						•	4									
報告事項																
(1)	平成 19	年度の区立	幼稚園児	」(新4	才児)	定期	募组	集結	果	•	•	•		•	•	4
(2)	杉並区勢	女育委員会共	催・後援	名義使	用承認	8一覧	<u>.</u>		•	•	•	•		•	•	5
(3)	認定講師	万授業公開制	度の実施	iについ	て・・		•		•	•	•	•		•	•	6
(4)	杉並授業		業の実施	iについ	て・・		•		•	•	•	•		•	•	7
(5)	インドと	の友好協定	の調印に	ついて	• • •		•		•	•	•	•		•	•	11
議案審議																
議第	₹第53号	杉並区立図	書館条例	の一部	を改正	Eする	条例	列•	•	•	•	•		•	•	12
議第	≷第54号	平成18年度	杉並区一	·般会計	·補正予	5算	(第:	3 号)	•	•	•		•	•	15

委員長 では、定刻になりましたので始めさせていただきます。

ただいまから、第15回教育委員会定例会を開催いたします。よろしくお願いします。

本日の議事録の署名委員は、安本委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内しましたとおりに、報告が5件、議案が2件となっております。

日程第2、議案第53号及び日程第3、議案第54号は、平成18年第4回区議会定例会の提出予定議案でありまして、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条」に基づきまして、区長からの意見聴取案件となっております。したがいまして、以上の案件の審議につきましては、同法律第13条によりまして、会議を非公開とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がないようですので、議案第53号及び議案第54号の審議は、非公開とさせていただきます。

それでは、日程第1、報告事項の聴取に入らせていただきます。

初めに、「平成19年度の区立幼稚園児(新4才児)定期募集結果」についての説明を、学務課 長からお願いいたします。

学務課長 それでは、私から「平成19年度の区立幼稚園児(新4才児)定期募集結果」につきま してご報告を申し上げます。

お手元の資料をご覧ください。

去る11月1日及び2日に、区立幼稚園の入園募集をいたしました。その結果でございますけれども、こちらに記載のとおり6園合計で249名の応募がございました。いずれの園につきましても、定員内でございましたので、抽選はいたしませんでした。

なお、資料には記載してございませんけれども、ご参考までに過去5年間の推移ということで申し上げますと、15年度につきましては総数が258名、16年度が263名、17年度が285名、18年度が264名、そして今回19年度が249名ということでございまして、昨年の同期と比べますと15名の減ということでございます。

各園別の状況でございますけれども、主なところといたしましては、高円寺北が11名の増、堀 ノ内が22名の減、そういったところが大きな増減があった園ということでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

委員長 では、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

どうぞ。

宮坂委員 堀ノ内幼稚園が大きく減っておりまして、逆に高円寺北幼稚園が増えていますが、こ

れは何か理由というものは考えられるんですか。

学務課長 高円寺北につきましては、ご案内のとおり幼小連携教育、既に軌道に乗っておりまして、その成果がご理解いただけたのかという、そのように私どもとしては考えているところでございます。

なお、その他に高円寺北については、お子様の数、例えば杉四小の区域の3歳のお子様の数が、 昨年より7名増えています。数字的にはそういったものもございますので、相乗的なものなのか なというふうに考えてございます。

堀ノ内につきましては、こちら昨年より減じているんですけれども、この園につきましては、 通常30名強ぐらいでここ数年推移しています。昨年、一昨年とちょっと多かったという、そうい ったこともございまして、こちらにつきましては、住基人口の増減というあまりそういった理由 も見当たらないんですが、保護者の関係とか、さまざまな要因があったのかどうか、今後また詳 細に調べてみたいと思っております。

委員長 ほかにございますでしょうか。

今後のスケジュールをお聞かせ願えたらば。

学務課長 今後、学級編制基準の基準日が12月10日でございますので、その時点で学級数が確定いたします。その後、また随時募集ということで、定員まで募集をさせていただくということになります。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声)

委員長 では、次にまいります。

引き続きまして、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」についてのご説明、社会 教育スポーツ課長からお願いします。

社会教育スポーツ課長 それでは、私の方から共催・後援名義使用承認一覧についてご説明申し上げます。

10月の新規は5件でございます。後援が4件、共催が1件でございまして、まず1ページ目をお開きいただきたいと存じます。

社会教育スポーツ課扱いで、両方ともスポーツでございますけれども、後援でございまして、「杉並区剣道連盟」の「平成18年度第1回段位審査会・第2回級位審査会」でございます。次に「杉並区ミニテニス協会」の「杉並区ミニテニス交流大会」ということで2件でございます。

3ページ目をお開きいただきたいと存じます。

こちらにつきましては、指導室扱いでございまして、新規の共催でございます。「学校におけ

る体験活動実施委員会」におきまして、「野外伝承遊び大会」という事業が、桃井第一小学校で行われる予定でございます。それから、同じく新規の後援が1件でございまして、「伝承文化研究所」の「早稲田大学留学生との『国際交流百人一首源平かるた会』」というものが実施される予定でございます。

次に、4ページ目をお開きいただきたいと存じます。

こちらにつきましては、学務課扱いの新規でございまして、後援でございます。「杉並区私立 幼稚園連合会」の「杉並区幼稚園教育大会」というものでございます。

以上でございます。

委員長 わかりました。

では、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

特にございませんか。

(「なし」の声)

- **委員長** では、次にまいりまして、「認定講師授業公開制度の実施について」、「杉並授業力向上塾事業の実施について」、2件を一括して、済美教育センター副所長からご説明をお願いします。
- **済美教育センター副所長** 私の方から、まず1点目のご説明でございます。「認定講師授業公開制度の実施について」ということでご説明させていただきます。

まず、1点目の目的でございますけれども、授業力に優れた区立学校、幼稚園も含めまして、 教員を認定講師ということで認定をいたしまして、授業公開、研修講師等を通して、区立学校教 員の指導技術等の向上を図ることとして実施するものでございます。

2点目の認定方法でございますけれども、各学校の所属校長から推薦を受け、書類選考、面接 等を実施しまして、適格性を判断し認定講師として認定するものでございます。

3点目の認定期間でございますけれども、3カ年ということで認定講師名簿に登載いたしまして、各学校、幼稚園の方に配布をいたします。

4点目の認定講師の任務でございますけれども、2点ございまして、1点目が授業公開という ことで、質の高い授業を年に2回以上公開して、ほかの先生方のお手本という形で実施をしてい ただくということが1点目でございます。

次に、研修会等の講師ということで、各学校の所属校の校長の承認を得まして、他の学校の教 員の研修ですとか、また後ほどご説明申し上げます杉並授業力向上塾の講師を務めていただくと いうことになっております。

5点目の対象となる教科等でございますけれども、各教科、特別支援教育、食育・キャリア教

育等の教育課題、これらの教科等を担当していただく予定になっております。

6点目の今後のスケジュールでございますけれども、11月中に各学校への周知、また募集を開始いたしまして、来年の1月に募集を締め切り、3月までに講師を認定し、新年度から事業を開始したいというふうに考えているところでございます。

お手元の資料になりますが、もう1枚の資料、2点目のご説明をさせていただきます。「杉並授業力向上塾事業の実施について」でございます。

1点目の目的でございますけれども、指導主事、また校長等を退職した嘱託員、ただ今ご説明申し上げました認定講師等からの定期的な指導、助言を受け、区立学校の教員として使命感や熱意、指導技術等を高め、授業力の向上を図ることを目指して実施するものでございます。

2点目の研修期間でございますけれども、原則1年間というふうに定めますが、継続的な受講 も可能というふうにいたします。

3点目の研修教科等及び向上塾の塾生の数でございますけれども、研修の教科に関しましては 各教科、また食育・キャリア教育等の今課題になっているものについて、開講する予定でござい ます。

差し当たって19年度開講につきましては、小学校の国語、これは今回の学力テスト等々の調査でも「書く力」ですとか、「表現をする力」をつける必要があるということで、国語の授業の向上に力を入れる。また小学校の算数、小学校、中学校の体力向上ということで、体育での側面、食育での側面につきまして、それぞれ3名から12名の塾生で開講したいというふうに考えているところでございます。

4点目の向上塾塾生の推薦基準でございますけれども、教職歴5年から15年程度の中堅教員を対象といたします。また、研鑽を積む意志を有する者ということで基準を設けさせていただいております。

5点目の向上塾塾生の決定方法でございますけれども、校長からの推薦により、済美教育センターの方で推薦書類をもとに判断していきたいというふうに思っております。

6点目の研修内容でございますけれども、ここに記載のとおり6点ございます。月1回の通塾 研修、授業研究、模範授業観察、レポート提出、夏季集中研修、その他というふうになっており ます。

7点目の研修修了者の認定でございますけれども、修了者ということで認定し、認定講師の候補者としてみなしていきたいと思っております。

8点目のスケジュールにつきましては、今月学校に周知、募集開始しまして、2月に締め切り、 3月塾生決定、同じく新年度から事業開始というようなスケジュールで考えているところでござ います。

私の方から以上でございます。

委員長 では、最初に、「認定講師授業公開制度の実施について」、ご質問、ご意見ありました らお願いします。

はい、どうぞ。

- 大藏委員 この授業公開を年2回以上公開するということですが、これは従来から済美教育センターがおやりになっている大きな授業公開のときに、そこの学校にいろんなところから集めておやりになるんですか。それとも、所属の学校で公開授業をしたものも含むということですか。
- **済美教育センター副所長** 所属の学校の行事等もありますので、今現在予定しておりますのは両面、済美教育センターが主催する研究発表会でもできればやって、広く周知していただきたいですし、また小回りのきく区独自でやるものでございますので、それぞれの学校の予定に合わせての授業公開という2つのやり方の方法を考えてまいりたいと思います。

大藏委員 この認定講師に認定された場合の処遇上の何かのプラスというのはあるんですか。

済美教育センター副所長 現在のところは考えてはおりません。

委員長 では、ほかにございましたら。

どうぞ、はい、安本委員。

安本委員 書類選考とか面接をするのは全部、済美教育センターでやるということですか。

済美教育センター副所長 特に、認定講師の選定につきましては、やはり客観的に見てすぐれた 授業を展開している先生ということで、済美教育センターの方で選考いたしますけれども、校長 会ですとか先生方の研究会ですとか、多方面からそういう方々の意見も聞きながら、いろんな要素を加味して決めていきたいというふうに考えております。

委員長 よろしいですか。

安本委員 はい。

委員長 ほかに。

今の安本委員の話とつながりますけれども認定方法ですが、済美教育センターというか、教育 委員会も含めてですけれども、中だけで決めるわけですか。第三者は入らない。

済美教育センター副所長 現在のところでは、教育委員会内部での選考として考えておりますけれども、すぐれた授業を行うというやはり公平、客観的な判断が必要と思いますので、必要があるときに必要なところでのご助言をいただくというようなことも、今後、もう少し細目等を詰めていく中で検討してまいりたいと思います。

委員長 それから、次の報告と関係するんですけれども、向上塾修了生以外も可能なんですか。

- **済美教育センター副所長** 認定講師になる場合は、向上塾の修了生もその候補でございますけれ ども、それ以外の先生でも当然、授業力がすばらしいという先生には、認定講師ということを考 えているところでございます。
- 委員長 ほかにございますか。

はい、どうぞ。

- **宮坂委員** これはあくまでも校長からの推薦という言葉が入っていますので、自分だけの意志で 応募するということはできないわけですね、原則としては。
- **済美教育センター副所長** 自己推薦という方法も、今後検討していく課題だというふうには認識 しているところでございます。
- 委員長 ほかにございますか。

教育長、どうぞ。

教育長 この両方の授業公開制度といわゆる向上塾と、これは裏腹な関係といいますか、教員の 指導力を向上して、学習を改善して、児童生徒の学力を確かなものにしていくという基本的な考 え方があるわけですけれども、この制度そのものは、新たな職制を設置して、そこに任用してい くということではなくて、むしろ現場の教育力を再結集して、さらに指導力を高めていきたいと いう、そういう基本的な考え方になろうかと思います。

ですから、先ほどお尋ねありましけたれども、何か人事面での処遇とか、あるいはインセンティブがあるのかというご指摘がありましたけれども、今の段階では、むしろ過重な負担をこういった講師に強いていくというような形に見えますけれども、今後は当然しかるべき仕事をしていただくことになれば、それに必要な資料費であるとか、あるいは研修に関わる実費であるとか、そういったものについては当然、その業務に見合った処遇をしていく。身分上の処遇ではなくて、業務上の保障をしていくことは考えていかなくてはいけないかなと考えています。

ただ、今年度は来年以降のその予算措置を行わないまま、これは制度として展開していくつもりですので、今の段階ではその程度。小学校国語、小学校算数、これをさらに中学校、幼稚園も含めて各教科すべて網羅されて、制度として拡充、定着していくときには、単に善意と熱意と努力だけで維持していける仕事ではありませんので、当然何らかのインセンティブを用意していく必要があろうかというふうに、私は考えております。

- **委員長** 認定期間が3カ年というふうに限られていますよね。そうすると、4年目はその称号というのはなくなるわけですよね。自動的に。
- **済美教育センター副所長** 3 カ年の任期が来ましたら再度できるかどうかという、その所属校の 状況もございます。先生ご自身のお考えも。そういうものをいろいろ加味して、継続ということ

も当然想定しているところでございます。

委員長 いろいろ内規を定めていかないと運用できないようなところあって、ちょっとわかりに くい部分もありますよね。今日の段階だと。

それでは、今日のところはよろしゅうございますか。

- **大藏委員** 向上塾のほういいですか。
- 委員長 これからいきます。

よろしいですか、最初の方は。

(「なし」の声)

- **委員長** では、次に、「杉並授業力向上塾事業の実施について」、ご質問、ご意見。 どうぞ、大藏委員。
- **大藏委員** この月1回の通塾研修というのは休日にやるんですか、それとも学校の普通の週5日 の中でやるんですか。
- **済美教育センター副所長** 普通の学校の授業のある時間を考えておりますけれども、1日にする か半日にするかとか、学校の影響を最小限にしつつ効果を上げる研修を考えていきたいというふ うに思っております。
- 大藏委員 それから、小学校国語、算数と体育向上という3つに分かれていますが、最大限12名 ぐらいとしまして、この月1回の通塾研修には、それぞれの部会といいますか、国語なら国語算 数なら算数12人がみんな一緒に集うということになるんですか。
- **済美教育センター副所長** 現時点で塾生の集まる人数等決まっておりませんが、最大12名ということを考えた場合、一斉に12名集まっての通塾研修もあり、またグループでの研修もありと。柔軟に効果のあるものを考えていきたいというふうに思っております。
- **大藏委員** 先ほどの教育長のお話では、予算を組まないままスタートするというお話でしたけれ ども、しかしそこに済美教育センターに通うような旅費であるとか、そういうものは当然支給さ れますね。
- **教育長** それは研修命令等研修要因もありますし、出張旅費もありますので、経常費の中で賄う ということで、新規事業として予算をつけていないということです。
- 委員長 安本委員。
- **安本委員** 最初は小学校の国語と算数と、あと小中の体力向上と食育等ということだったんですけれども、中学校の要するに数学とか英語とか国語に広げるという予定は、どのぐらいの時期に考えていらっしゃいますか。
- **済美教育センター副所長** 今のところ何年後に中学校ができるかという計画は立ててございませ

んけれども、中学校専科それぞれ科目を持っておりますので、学校を抜けることですとか、また 教員数の科目等考えながら、中学校の授業力向上も必要でございますので、何年後という具体的 な時期は出せませんけれども、今後考えていきたいというふうに思っております。

宮坂委員 今回はとりあえず小学校ということですね。

済美教育センター副所長 主に向上塾の方で実施するのは、小学校対象というふうに考えております。

委員長 ほかにございますか。

今日のところはよろしいですか。

(「なし」の声)

委員長 では、次に進みます。

「インドとの友好協定の調印について」のご説明を中央図書館長からお願いします。

中央図書館長 それでは、私の方からインドとの友好協定の関係でご報告申し上げます。

かねてからお話し申し上げてきたわけですが、先週、区長と私とでインドを訪問いたしまして、 記載のとおり11月2日、別添で協定書の写しをつけてございますが、日本文と英文、それぞれそ のような形で協定を交わしました。

調印に当たりましては、当地のデリー市長、あるいは日本大使館の書記官等が同席をいたしまして調印をしたわけでございますが、若干、この調印の書面を見ますと中身、内容とそれから体裁が、日本文と英文と若干異なる部分がございます。これにつきましては、英文の方については区長がムンバイの方からデリーに入る前に、私の方が事前に2日ほど前に行っておりましたが、その中で向こうと調整をして、結果として若干異なるような内容になっておりますが、一定の同意をしたところでございます。

今後に当たりましては、来年が日印交流年ということもございまして、それに合わせてそれぞれ所要の取り組みをこれからしてまいりたいとそのように思っています。以上、ご報告申し上げます。

委員長 ただいまのご説明に、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

特にございませんでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 では、以上で報告事項の聴取を終わります。

次に、議案の審議に入りますが、会議の冒頭でお諮りしましたように、ここからは非公開として審議させていただきます。

庶務課長 では、この後非公開となりますので、次回の日程についてご報告をさせていただきま

す。

次回の日程でございますけれども、11月22日水曜日の午後2時から定例会を予定しております。 よろしくお願いいたします。

委員長 それでは、傍聴人の皆様のご退席お願いいたします。

(傍聴人退席)

委員長 では、審議を再開いたします。

日程第2、議案第53号「杉並区立図書館条例の一部を改正する条例」を上程し、審議いたします。庶務課長、ご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第53号「杉並区立図書館条例の一部を改正する条例」につきましてご 説明申し上げます。

今般、図書館に指定管理者制度を導入することといたしまして、指定管理者の指定の手続、また、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲を定めるとともに、図書館協議会につきまして公募した区民等を委員に加え、新たに図書館経営に関する評価を行うなどの充実を図ることとし、協議会の委員の定数を定める等の必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

それでは、新旧対照表をお開きいただきまして説明を申し上げます。

新旧対照表上の方、第2条関係から第5条関係、ここまでは規定整備ということで、新たに設けたものでございます。

続いて、第7条をご覧ください。改正の1点目、図書館協議会の委員の定数の変更等でございます。協議会の委員の定数を13名以内に改め、第6条では、協議会の設置目的を規定してございます。

続いて、改正の2点目でございますけれども、第10条以降におきまして指定管理者制度の導入 に伴う改正でございます。

第10条におきまして、指定管理者による管理に関する規定、また第11条から第14条までにおきまして、指定管理者の指定の手続、事業報告書の作成及び提出、協定の締結に関する規定、これらをそれぞれ設けるものでございます。

その他先ほど冒頭申し上げましたように、指定管理者の導入等に伴いまして規定の整備を行っているところでございます。

この条例の実施の時期でございますけれども、公布の日から施行することとなっております。 ただし、図書館協議会に関する規定につきましては、平成19年4月1日から施行することとして ございます。

以上で説明は終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

委員長 では、ただいまのご説明に、ご質問、ご意見ありましたらお願いします。

大藏委員 協議会の委員を10人から13人にする理由は何ですか。

中央図書館次長 今回の改正に伴いまして、新しく公募の区民の方、あるいは利用者団体の方に 加わっていただくということで、これまでの学識経験者、あるいは社会教育委員からの推薦の方 に加えて、これらの方が増えるということで13名にさせていただきました。

大藏委員 その次の指定管理者ですが、指定管理者を導入するのは、民間委託を増やそうという 考え方とつながっているんですか。

委員長 はい、どうぞ。

中央図書館次長 こちらは行政改革、「スマートすぎなみ計画」で、民の活力を使ってさまざまなサービスの向上を図ろうという中で、指定管理者の導入ができるサービスについては指定管理者を導入していこうと。そして、指定管理者につきましては、民間の活力を使っていくということで、民間活力の一環でございます。

委員長 ほかにございませんか。

大藏委員 これは中央図書館に入れるんですか、それとも今十幾つかありますが、そういう図書館全部にこういうのができるんですか。

中央図書館次長 今回の規定で条例を定めた後に、今後予定しておりますのは、平成19年4月1日 から、地域館でございます阿佐谷図書館と成田図書館、阿佐谷地域にありますこの2館の図書館 を指定管理者で運営をしていただくという予定でございます。

大藏委員 中央図書館はしないんですね。

中央図書館次長 現在、中央図書館は、窓口業務等の民間委託はしてございますけれども、当面 の間、指定管理者の導入は考えてございません。

委員長 どうぞ、ほかにございましたら。

指定管理者を導入するという考え方というか、以前から言われているわけなんですけれども、 今こういうふうにどちらかといえば後発で出てくるというのは何かあったんですか。

中央図書館次長 後発とおっしゃいますのは、他の施設に比べて遅いということですか。

委員長 はい。他の施設とか、指定管理者制度というものが発案されて公布されてからですね。

中央図書館次長 今般、指定管理者の導入につきましては、これまでの民間委託で図書館の運営 は暫時進めてまいりましたけれども、指定管理者の導入をすることによって、さらに館長初め運 営一般をお任せできるということで、かなり条件整備が整いましたし、他の自治体での指定管理 者の導入実績も少しずつ積まれてきたものも背景にございまして、杉並区でも指定管理者の導入 を図ることといたしました。

委員長 わかりました。

ほかにございますか。

それから、もう1点だけ伺いますけれども、この協議会の機能自体は同じですか、それとも変わってくるわけ。

中央図書館次長 協議会におきましては、これまで中央図書館長に対する運営に関するご意見を 賜るとか、諮問に対してお答えいただくとかいうような機能を担っていただいておりましたけれ ども、今般そういう機能に加えまして図書館の経営に関するご意見も承ると。

具体的に申し上げますと、いわゆる図書館が自己評価をしていこうということで、評価をした ものを改めてこの図書館協議会にご報告をして、その評価に対するご意見も承ろうというふうな 形でやっていきたいというふうに考えてございます。

中央図書館長 ちょっと補足させていただきますが、この指定管理についても、あるいは今お話があった協議会の問題についても、いわゆる図書館の経営改革の一環として位置づけているものでございまして、それぞれ単発でもってどうこうという話ではなくて、これまでいわゆる旧態依然としたという批判をされておりましたそういう職域の中で、どういうサービスをこれから担って、それを提供していくべきなのか、あるいはその提供主体をどうするのか、運営形態をどうするのか、あるいはそのときにいわゆる第三者評価というものをどういうふうに導入していくのか。それによって、サービスの質的なグレードをいかに上げていくのかと。そういう一連のいわゆる経営改革の一環として、今回の指定管理であり、またこの評価を、その役割を担ってもらうべく協議会のその構成と役割といったものをあえてここで変えていくということを、一体的なあくまでも改革の一つだと、そのようにご理解いただければと思います。

委員長 ある意味では、協議会自体の性格も変わってきますよね。

中央図書館長 そうですね。

委員長 そういった面を持たなければ、チェック機能が働かないということですよね。

中央図書館長 はい、今回そうしたいと思っています。

委員長 ほかにございますか。

よろしいですか。

(「なし」の声)

委員長 では、議案第53号は、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、原案どおり可決いたします。

続きまして、日程第3、議案第54号「平成18年度杉並区一般会計補正予算(第3号)」を上程 し、審議いたします。庶務課長、ご説明お願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第54号「平成18年度杉並区一般会計補正予算(第3号)」につきましてご説明申し上げます。

表紙をおめくりいただきまして、1ページ目、平成18年度一般会計補正予算概要をご覧ください。

教育費の補正額が5,698万6,000円ということでございます。

内訳でございますけれども、郷土博物館の維持管理費ということで1,980万円。この内容でございますが、既に今年の5月24日、第7回の定例教育委員会におきまして、天沼公園内の郷土博物館の分館を来年4月から開館するというご報告を申し上げたところですが、その開設に伴う予算でございます。初度備品としまして展示ケース、展示パネル、カウンター、書架等、また初度消耗品としまして、スポットライトでありますとか、図書費、事務用品等の分館の維持管理費というものでございます。

2点目が、体育施設維持管理費ということで3,718万6,000円。

この内訳でございますけれども、一つは上井草スポーツセンターにおけるテニスコートの人工 芝の張り替え。それからもう一つは、NHKグラウンドを区が借り上げることになりまして、そ のNHKグラウンドの開設準備というものがございます。

なお、特定財源のその他の115万3,000円というのは、今申し上げましたNHKグラウンドの利用料を見込んでいるものでございます。上井草スポーツセンターとNHKグラウンドの施設維持管理費というものが内訳ということでございます。

したがいまして、差引一般財源としましては5,583万3,000円ということになります。よろしく ご審議をお願いいたします。

委員長 わかりました。

では、ただいまのご説明に、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。特にございませんでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 では、議案第54号は、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議はございませんようですので、原案どおり可決いたします。

これで予定されました日程はすべて終了いたしました。

本日の会議を閉じます。どうもありがとうございました。